

## 一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

### 【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。  
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰りません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」  
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」  
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが  
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、  
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。  
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう  
静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名（事業者名）

記入者名（受験者名）

席  
番  
号

I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を  
（ ）内に記入しなさい。

1. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をした場合は、その旨をすみやかに国土交通大臣に報告しなければならない。  
(道路運送法第30条) ( × )

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の平均速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を一年間保存しなければならない。  
(運輸規則第26条) ( × )

3. 事業者の運転者は、乗務中、運行管理者からの指示を受けられる状況にあれば、運行指示書を携行する必要はない。(運輸規則第50条)  
( × )

4. 事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送を行うことができる。(道路運送法第21条)  
( ○ )

5. 事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。  
(運輸規則第10条) ( ○ )

6. 事業者は、法令及び告示の規定による運送引受書の写しを当該運送終了の日から一年間保存しなければならない。(運輸規則第7条の2)  
( × )
7. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(車両法施行規則第32条)  
( ○ )
8. 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から十五日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。  
(道路運送車両法第13条)  
( ○ )
9. 旅客自動車運送事業者は、2月以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。(運輸規則第36条)  
( ○ )
10. 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項を定めなければならないが、乗務員の服務についての規律を定める義務はない。  
(運輸規則第41条)  
( × )
11. 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が40両の場合に必要な運行管理者の選任数は2人である。(運輸規則第47条の9)  
( × )
12. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条)  
( ○ )
13. 事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。ただし、天災等の事由によりやむを得ない場合は、この限りではない。(道路運送法第10条)  
( × )
14. 旅客自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。(運輸規則第21条)  
( ○ )
15. 事業者は、法令の規定による通知に従い、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、負担金を納付する義務を負う。(道路運送法第43条の15)  
( ○ )

- II. 旅客自動車運送事業の欠格事由に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第7条)

国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

- ・許可を受けようとする者が一年以上の(セ)又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から(コ)を経過していない者であるとき。
- ・許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は(ス)自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の(ソ)する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の(ウ)又は支配力を有する者を含む。)として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。)であるとき。

ア. 事業停止処分	イ. 一般貨物	ウ. 職権	エ. 三年	オ. 安全を統括
カ. 運行を管理	キ. 取消し	ク. 十年	ケ. 経済力	コ. 五年
サ. 一年	シ. 行政処分	ス. 特定旅客	セ. 懲役	ソ. 業務を執行

- III. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第9条)

国土交通大臣は、事業者の運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、(セ)を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。

- ・(イ)事情に照らして著しく不適切であり、旅客の(エ)するおそれがあるものであるとき。
- ・特定の旅客に対し不当な(ス)取扱いをするものであるとき。
- ・他の事業者との間に不当な(サ)を引き起こすおそれがあるものであるとき。

ア. 条件	イ. 社会的経済的	ウ. 公共の福祉	エ. 利益を阻害	オ. 需要
カ. 違反	キ. 優先的	ク. 変更	ケ. 協議会	コ. 連携
サ. 競争	シ. 利便を向上	ス. 差別的	セ. 期限	ソ. 適合

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. \_\_\_\_\_ の欄に記入しなさい。

1. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を（ ）しなければならない。（道路運送法第29条の3）

答. 公表

2. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。（運輸規則第47条の5）

答. 三年

3. 一般旅客自動車運送事業者は、その（ ）を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。（道路運送法第33条）

答. 名義

4. 旅客自動車運送事業者の従業員は、その職務に従事する場合は、輸送の安全及び旅客の（ ）を確保することに努めなければならない。（運輸規則第2条）

答. 利便

5. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び（ ）のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。（道路運送法第20条）

答. 着地

V. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の標準適用方法を用いて運賃を計算する場合、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を（ ）内に記入しなさい。

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法)

- ① キロ制運賃の走行距離は、出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離は含まない。 ( × )
- ② 走行距離の端数は、10キロ未満は切り捨てる。 ( × )
- ③ ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客から運賃以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。 ( ○ )
- ④ 走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算する。 ( ○ )
- ⑤ 経由地にて休憩した時間については、休息期間と同様に時間制運賃の計算から除く。 ( × )

VI. 一般貸切旅客自動車運送事業者の使用する自動車の事故に関する報告のうち「速報」に関する次の文中、（ ）内に入る字句として正しいものを下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

(自動車事故報告規則第4条)

- ・事業者等はその使用する自動車について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、省令の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、( ケ ) 以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
- ・自動車が転覆し、( ソ ) し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの
- ・( サ ) 又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたものであつて次に掲げるもの
- ・( ア ) 以上の死者を生じたもの ・( オ ) 以上の重傷者を生じたもの

ア. 1人	イ. 故障	ウ. 48時間	エ. 横転	オ. 5人
カ. 2人	キ. 30日	ク. 15日	ケ. 24時間	コ. 怪我人
サ. 死者	シ. 重傷者	ス. 運転者	セ. 10人	ソ. 転落